

議第二百二十四号

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第二条の二 幼保連携型認定こども園は、職員に、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をさせてはならない。

第四条第三項の表備考第一号中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に改める。

第十二条第一項中「から第十二条まで」を「、第十二条」に改め、同項の表第四条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表第十一条の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第一項の表第四条第一項の項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の園児に対する虐待等の禁止について定める等のため、この条例を定めようとする。

